

《 緊急時における対応等 》

登校前 ◆ 暴風警報 (暴風雪警報も同じ) 発令地域 西尾市

	基準となる時間等	対 応 等
1	午前6時以前に解除された ⇨	平常どおり8時15分より授業を開始。
2-1	午前6時に解除されていない ➡	臨時休業 (登校しない)
2-2	校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上 ➡	臨時休業 (登校しない)
1 の場合でも、通学路等に危険箇所がある時には、無理せず、登校を見合わせる。		

登校後

	基 準	対 応 等
3-1	警報が発表された	すぐに授業を中止し、帰宅準備をして待つ。
3-2	校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上	※保護者に児童引き取りの依頼をする。

登校前 ◆ 特別警報 発令地域 西尾市

	基準となる時間等	対 応 等
4	午前6時以前に解除された ➡	メール等で連絡があるまで、登校しない。
5-1	午前6時に解除されていない ➡	臨時休業 (登校しない)
5-2	校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上 ➡	臨時休業 (登校しない)

登校後

	基 準	対 応 等
6-1	警報が発表された	すぐに授業を中止し、帰宅準備をして待つ。
6-2	校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上	※保護者に児童引き取りの依頼をする。

いずれの場合も、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報を確認の上、安全に登下校させうると判断できるまでは、登下校させない。
登下校や保護者による引き取りの判断についての情報は、メール等で連絡する。

なん かい じしん りんじ じょうほう きょだいじしんけいかい はっぴょう

◆「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表

発令地域 **西尾市**

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報 (調査中)」を発表

きょだい じしん けいかい
巨大地震警戒

きょだい じしん ちゅうい
巨大地震注意

ちょうさしゅうりょう
調査終了

げんそく しゅうかん りん じきゅうぎょう
A 原則、1週間の臨時休業

へいじょう じゅぎょう おこな
B 平常どおり授業を行う
(こうちょう はんだん りん じきゅうぎょう か
(校長の判断で臨時休業も可))

	基準となる児童の状況	対 応 等
7-1	ざいたくちゅう いえ 在宅中 (家にいる) ➡	A りん じきゅうぎょう どうこう 臨時休業 (登校しない) めーるとう れんらく どうこう メール等で連絡があるまで、登校しない。
7-2	➡	B どうこう じゅんび じ ふん じゅぎょう か い し 登校の準備をする。8時15分より授業を開始。 (ほごしゃ きけん はんだん ばあい どうこう (保護者が危険と判断した場合は、登校させない。))
8	登校開始後～ 在校中 (学校にいる)	予定されている教育活動を行う (継続する)。 ※気象予報や周辺状況に応じて、保護者に児童引き取りの依頼をする場合がある。
9	下校中	※教職員が通学路上の児童のいる地点に出向き、安全確保しながら、誘導する。

おお じしん しんど じゃく いじょう はっせい

◆大地震(震度5弱以上)発生

発令地域 **西尾市**

	基準となる児童の状況	対 応 等
10-1	ざいたくちゅう 在宅中 (家にいる) ➡	りん じきゅうぎょう どうこう 臨時休業 (登校しない) めーるとう れんらく どうこう メール等で連絡があるまで、登校しない。
10-2	➡	こうく ない けいかい れ べる 4 ひなんし り いじょう く い き ば あ い 校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上の区域がある場合、 りん じきゅうぎょう どうこう 臨時休業 (登校しない) めーるとう れんらく どうこう メール等で連絡があるまで、登校しない。
11	どうこうちゅう 登校中	きたく がっこう い じょうきょうはんだん こうどう 帰宅するのか、学校へ行くのかなど、状況判断して行動する。
12	在校中 (学校にいる)	全校児童は運動場等へ避難する。 保護者の迎えを待つ。※保護者に児童引き取りの依頼をする。
13	下校中	きたく がっこう もと じょうきょうはんだん こうどう 帰宅するのか、学校へ戻るかなど、状況判断して行動する。

※震度4以下の地震の場合、学校は臨時休校とはなりません。

ただし、通学路等の危険箇所があるときには、無理に登校せず、見合わせてください。その場合、すみやかに学校に連絡してください。

※震度4以下の地震の場合でも、大きな被害があった場合や校区内で警戒レベル4 (避難指示) 以上の区域が含まれる場合は、臨時休業となることがあります。

登校前 ◆ おお つなみ けいほう つなみ けいほう いせ わん みかわ わん
大津波警報・津波警報 発令地域 **伊勢湾・三河湾**

	基準となる時間等	対 応 等
14	午前6時以前に解除され、被害なし ⇨	平常どおり8時15分より授業を開始。
15	午前6時以前に解除され、被害あり ⇨	メール等で連絡があるまで、登校しない。
16-1	午前6時に解除されていない ⇨	臨時休業 (登校しない)
16-2	校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上 ⇨	臨時休業 (登校しない)

登校後

	基 準	対 応 等
17-1	警報が発表された	すぐに授業を中止し、児童の生命および安全を確保する。 (児童は学校にとどめる。 ⇨ 安全が確認された後、保護者による引き取り等)
17-2	校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上	

※警報等が解除され、授業等が再開される場合でも、通学路等の危険箇所があるときには、無理に登校せず、見合わせてください。その場合、すみやかに学校に連絡してください。
 ※大きな被害があった場合は、教育委員会または学校からの連絡があるまで臨時休業となります。
 ※津波「注意報」発表の場合は、平常通り授業を行います。

ふしんしゃしんにゅう はいかいとう じあん はっせい ほんこう ほんこうしゅうへん
不審者侵入・徘徊等の事案が発生 関係地域 **本校および本校周辺**

	基準となる児童の状況等	対 応 等
18	登校中	※教職員が通学路上の児童のいる地点に出向き、安全確保する。 児童に登校させた場合は、学校に待機させ、事案の解決まで安全を確保するとともに、不審者による危害を防ぐ。
19	在校中 (学校にいる)	直ちに校舎を施錠し、校舎外に出ないように指示する。 事案の解決まで児童の安全を確保し、不審者による危害を防ぐ。
20	児童の下校に心配がある場合	※教職員が通学班に付き添い、下校指導する。 または、児童は学校にとどまり、保護者の迎えを待つ。 ※保護者に児童引き取りの依頼をする。
21	下校中	※教職員が通学路上の児童のいる地点に出向き、安全確保しながら、誘導する。

いずれの場合も、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報を確認の上、安全に登下校させうると判断できるまでは、登下校させない。
 登下校や保護者による引き取りの判断についての情報は、メール等で連絡する。

しゅっせきていし 《 出席停止について 》

学校保健安全法第19条に基づく基準により、他の児童生徒に感染するおそれのある間は出席停止となり、登校できないことになっています。

- ・出席停止の期間中は欠席扱いになりません。
- ・医師の診断を受けたときは必ず学校へご連絡ください。
- ・登校許可書はいりません。
- ・感染症により出席停止の期間が決められていますが、医師等（保健所を含む）の許可が出た場合は、登校してかまいません。

○主な感染症と出席停止期間

感染症名	出席停止期間
インフルエンザ	発症してから5日を経過し、かつ、熱が下がってから2日を経過するまで
百日咳	咳が出なくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
麻疹（はしか）	熱が下がってから3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺がはれあがってから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹がなくなるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	主な症状がなくなってから2日を経過するまで
感染性胃腸炎	おう吐、下痢がなおるまで
その他の感染症	感染のおそれがないと認めるまで

一人で悩まないで 相談しましょう！

○いじめ不登校電話相談窓口（月～金 9:00～16:00） TEL 052-961-0900

○いのちの電話 （1年を通して毎日 24 時間） TEL 052-931-4343

秘密は守られます 安心して電話してください！！

各学校にも相談窓口があります。

スクールカウンセラー等が悩みの相談に応じます。本人だけでなく、ご家族の方も相談できます。

※相談の日時は学校にお問い合わせください。

教育委員会や教育支援センター（あゆみ学級）等でも相談に応じています。

※詳しくは、教育委員会にお尋ねください。